

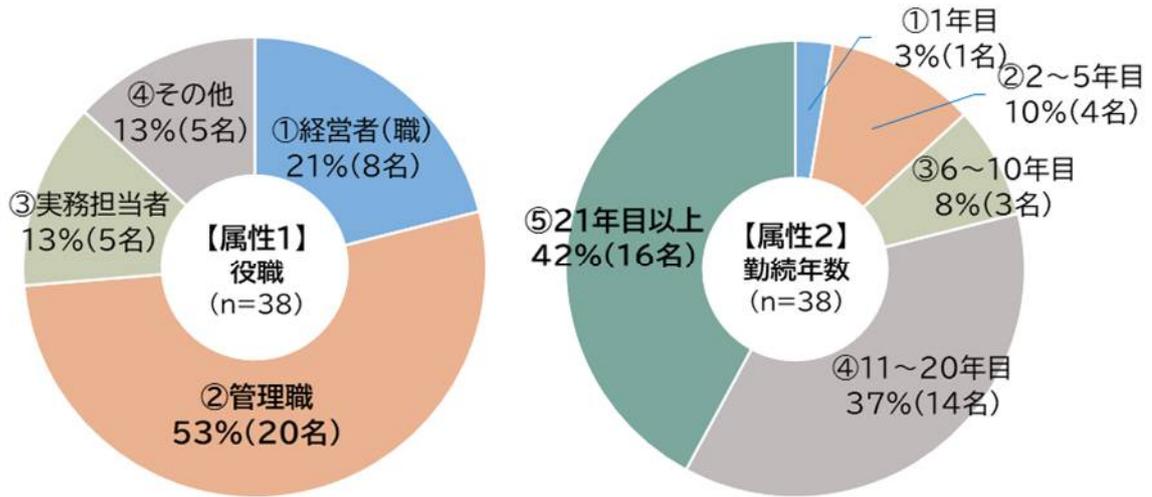
R6 建設業界・産廃業界に属する荷主企業等へのアンケート調査結果(単純集計)

◆回答者一覧

	団体名	説明会開催 有無	資料配布 有無	回答者 数
建設・建築業界	(一社) 東京建設業協会	○	○	4名
建設・建築業界	(一社) 千葉県建設業協会	×	○	1名
産業廃棄物業界	(一社) 千葉産業資源循環協会	×	○	31名
運送事業者	(独) 自動車事故対策機構 (NASVA)	×	○	2名
合計		1団体	4団体	38名

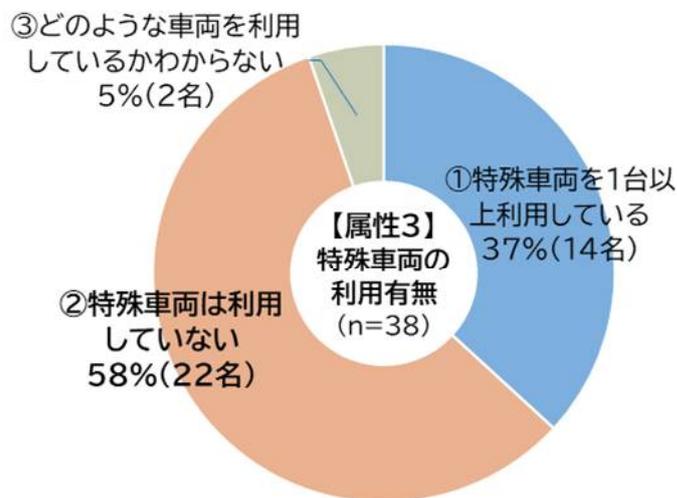
◆単純集計

【属性1】 役職
【属性2】 勤続年数



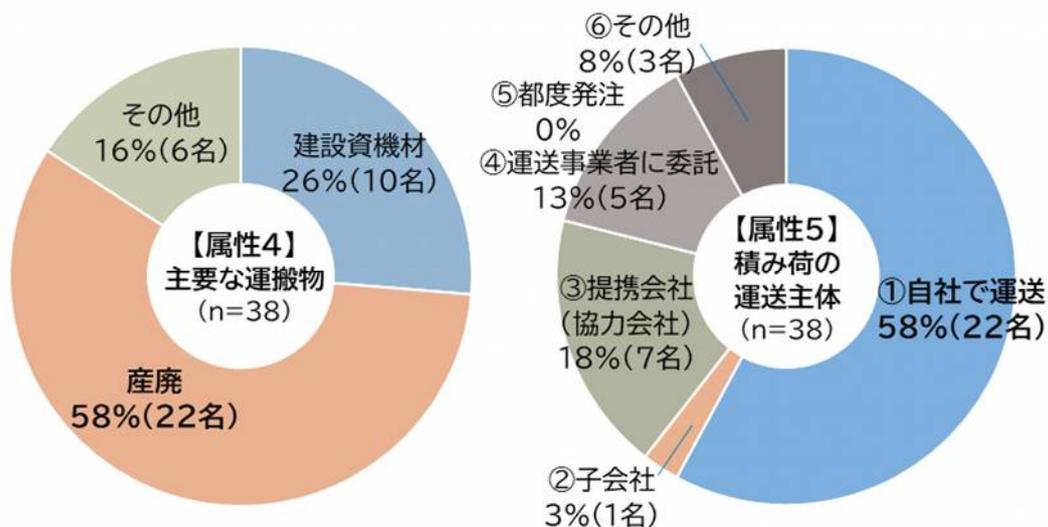
回答者の役職は、「②管理職」が約5割で最も多く、次いで「①経営者(職)」が多い結果となった。勤続年数は「⑤21年目以上」との回答が約4割で最も多い結果となった。

【属性3】 積荷の運搬には「特殊車両」※を利用していますか。



特殊車両の利用有無について、「①特殊車両を1台以上利用している」回答者が約4割、「②特殊車両は利用していない」回答者が6割弱であった。

【属性4】 貴社の物流に係る主要な取扱品目を教えてください。
 【属性5】 上記の主要な取扱品目(積荷)の運送主体は、次のうちどちらになりますか。
 (代表的な形態を1つ選択)

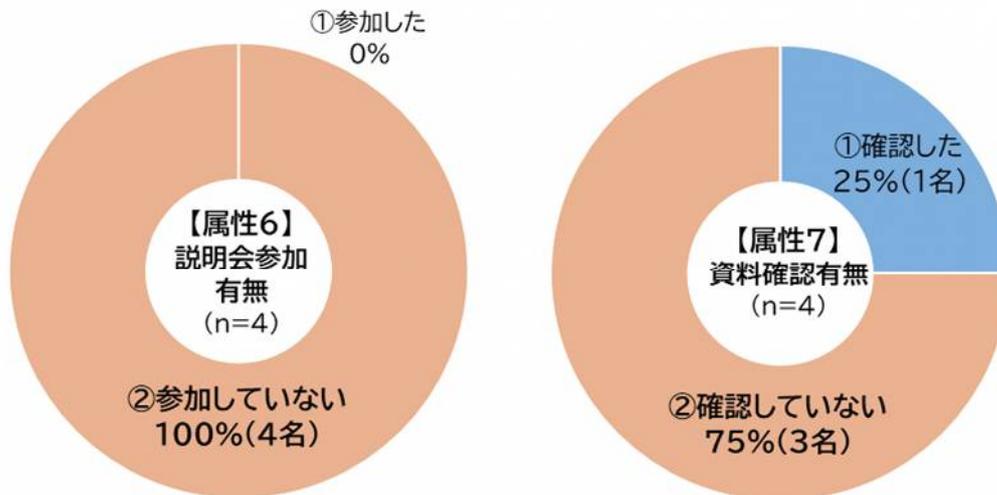


主要な運搬物は、「産廃」が約6割で最も多かった。積荷の運送主体は「①自社で運送」が約6割で最も多い結果となった。

【属性6】 6.令和6年11月15日に開催された説明会にご参加されましたか。

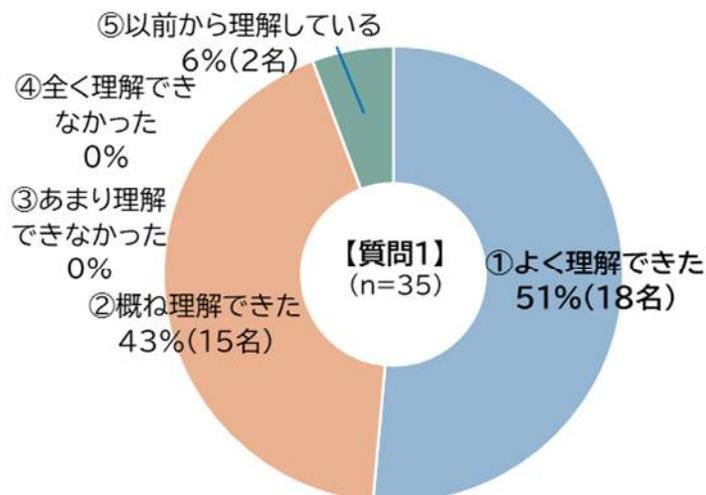
【属性7】 「「特殊車両通行制度について」という資料内容を確認されましたか。

※東京都建設業協会のみ



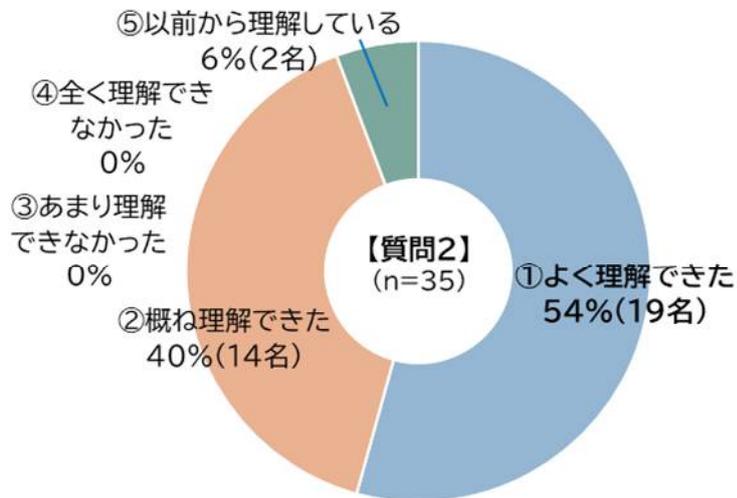
東京建設業協会の会員である回答者4名のうち、全員が特殊車両通行制度に関する説明会に「②参加していない」と回答した。また、1名が「特殊車両通行制度について」の資料を「①確認した」と回答した。

【質問1】 道路が老朽化している現状について、ご理解いただけましたか。



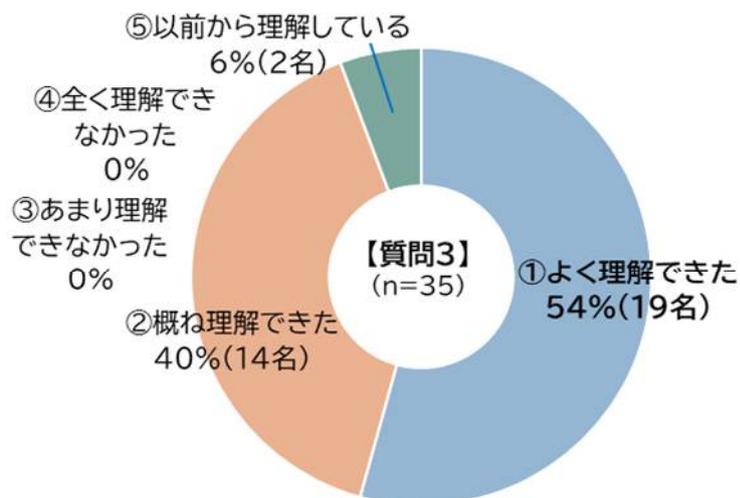
道路の老朽化に関して、「①よく理解できた」と回答した割合が、約5割となった。

【質問2】 違法に重量オーバーした大型車両の走行が、道路(橋)の劣化に対して大きな影響を与えることについて、ご理解いただけましたか。



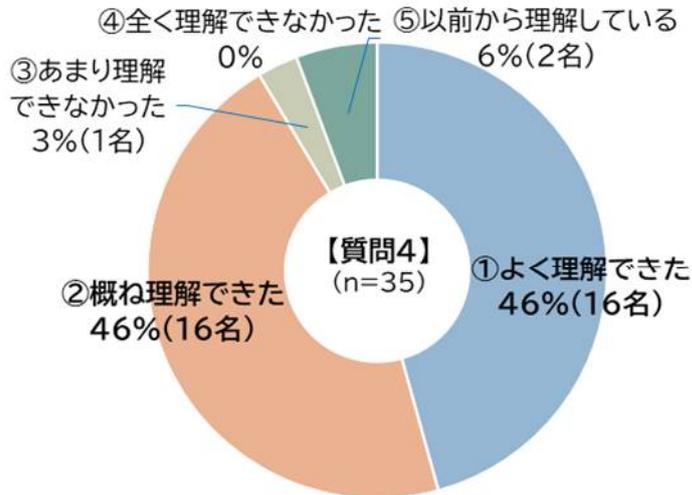
重量超過車両が道路に与える影響について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、9割以上となった。

【質問3】 一定の重さや大きさを超える車両(=特殊車両)を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならない理由をご理解頂けましたか。



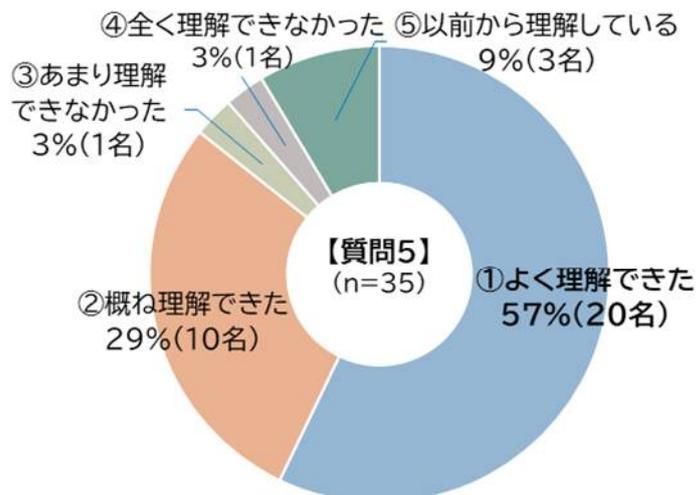
特車制度について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、9割以上となった。

【質問4】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ際に、誘導車の配置条件が付される場合があることについて、ご理解いただけましたか。



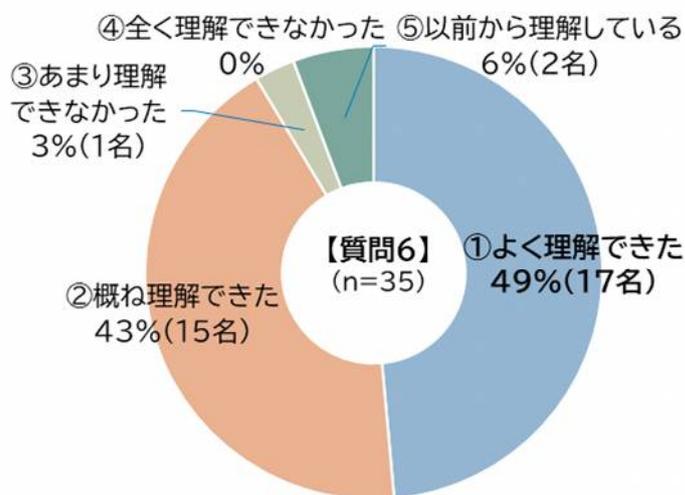
誘導車の配置について「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約9割となった。

【質問5】 「最大積載量」とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることについて、ご理解いただけましたか。



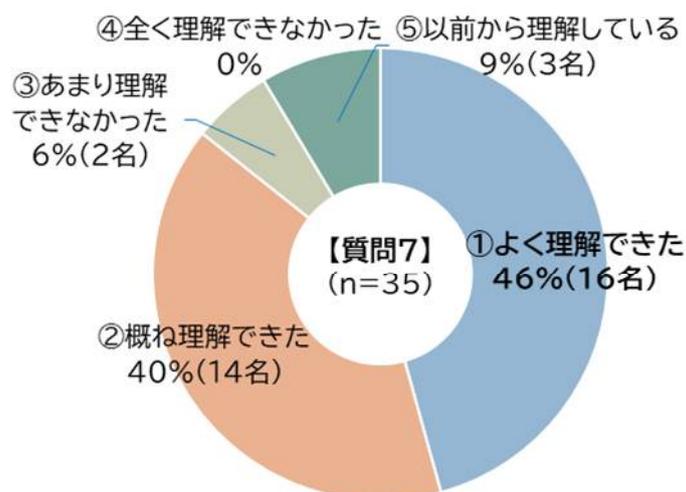
最大積載量について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約9割となった。

【質問6】 通行する経路によっては、道路法(車両制限令)に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることについて、ご理解いただけましたか。



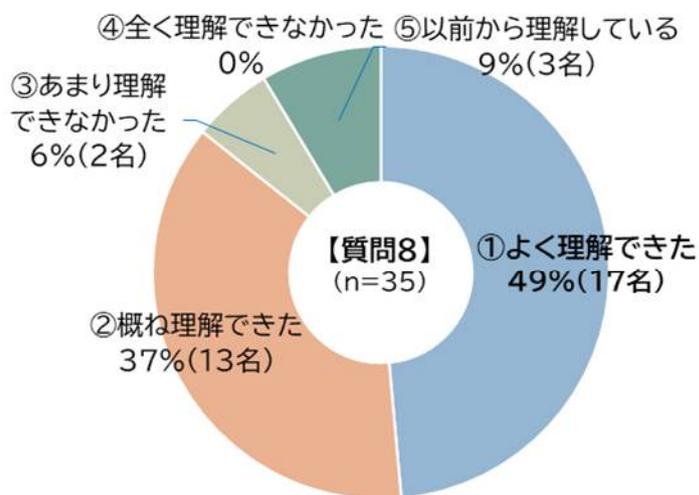
通行経路によっては最大積載量まで積載できない場合があることについて、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約9割となった。

【質問7】 車両に荷物を積む際に、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることについて、ご理解いただけましたか。



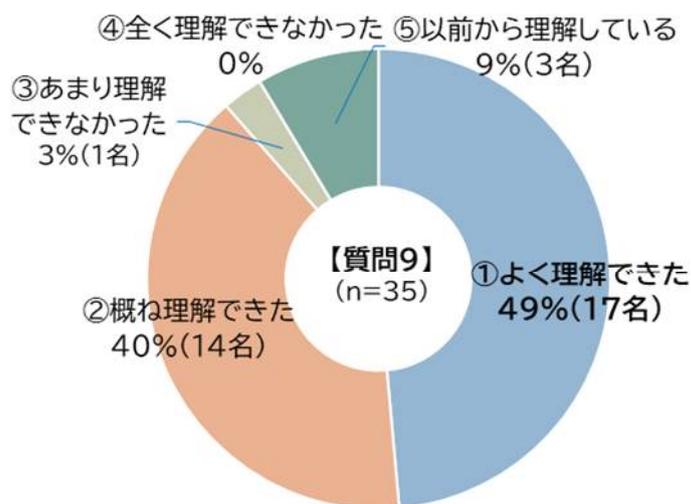
車両総重量が一般的制限値以内であっても、軸重超過になる可能性があることについて、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、約9割となった。

【質問8】 悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発が実施されることについて、ご理解いただけましたか。



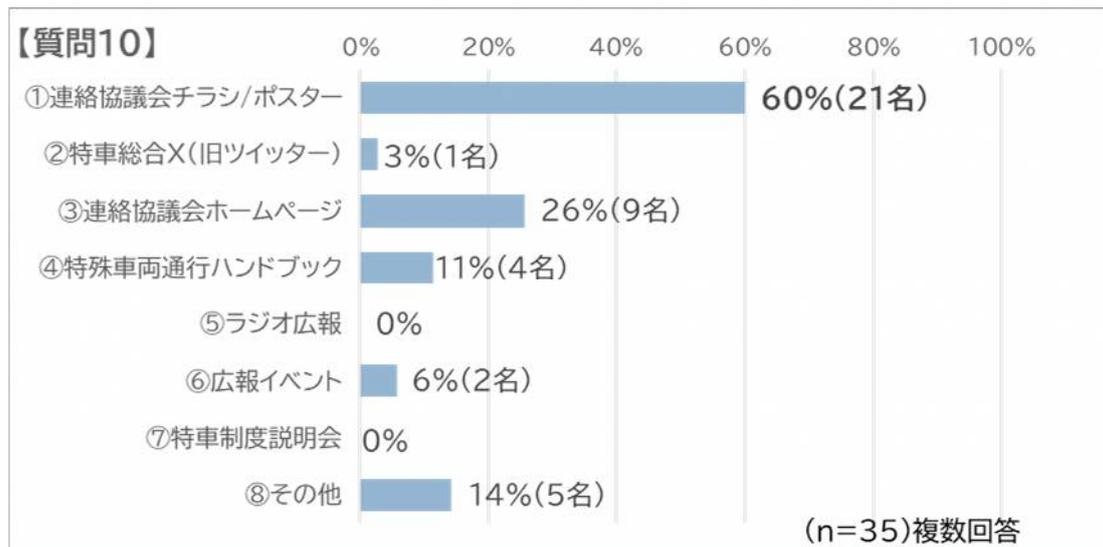
即時刑事告発について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、約9割となった。

【質問9】 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度についてご理解いただけましたか。



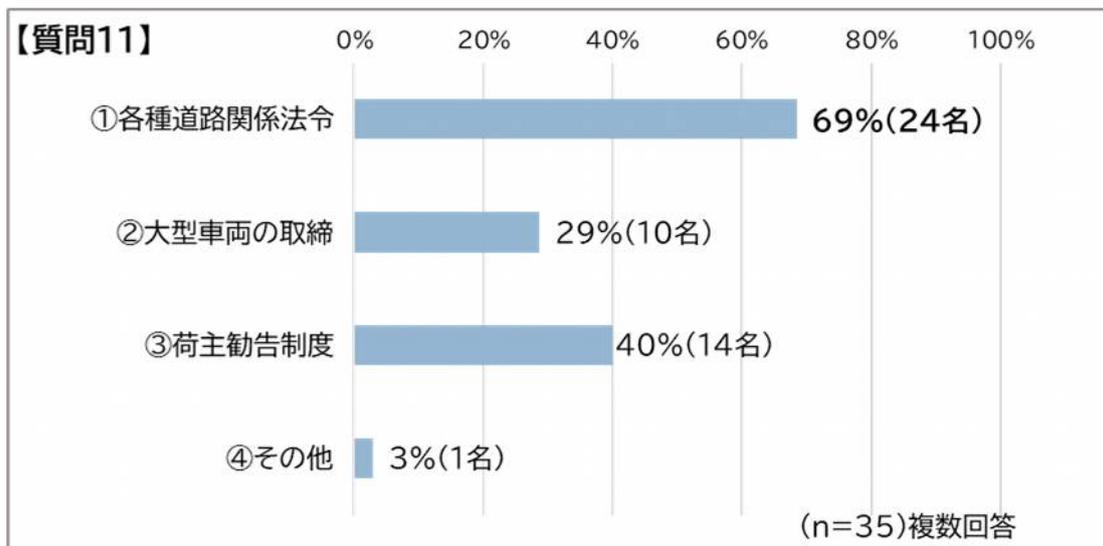
荷主勧告制度について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約9割となった。

【質問10】 連絡協議会による各種取組みのうち、ご存知の項目はありますか。※複数回答



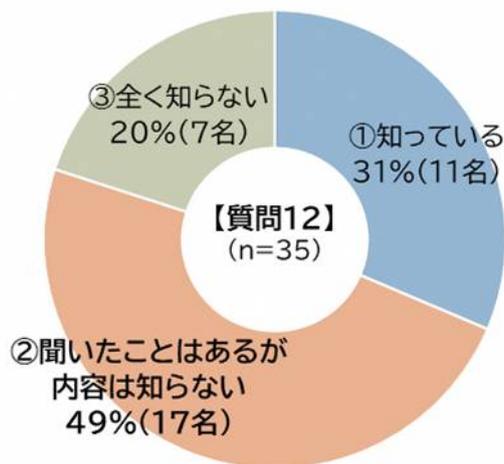
連絡協議会による各種取組みのうち、「①連絡協議会チラシ/ポスター」が最も認知されていた。その他については、「特に知らない」等の回答であった。

【質問11】 説明の内容(資料)のうち、もっと理解を深めたいと思われたことはありますか。※複数回答



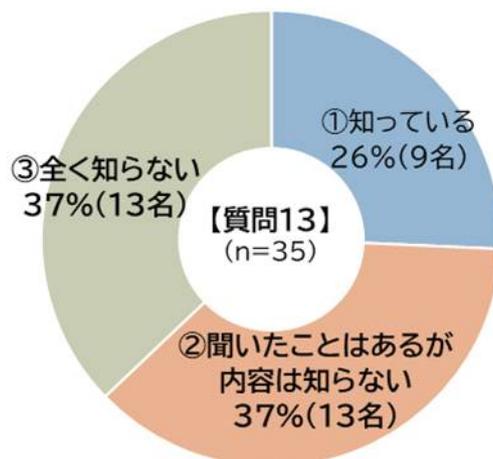
理解を深めたい内容について、「①各種道路関係法令」と回答した割合が約7割と最も多い結果となった。その他に関する回答は「わからない」というものであった。

【質問12】特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ際に、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付される場合があることをご存知ですか。



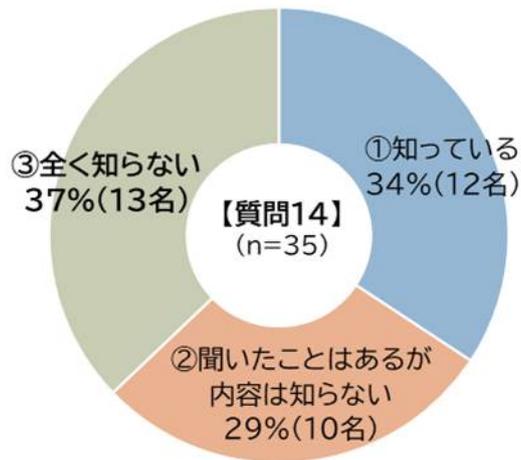
夜間通行条件についての認知度は約3割であった。

【質問13】特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがありますか、ご存知ですか。



夜間通行条件を付された場合の待機場所や作業ヤードの確保の必要性について、約3割が「①知っている」と回答した。「②聞いたことはあるが内容は知らない」「③全く知らない」を合わせると、7割以上が内容を認知していないことがわかった。

【質問14】 運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する際に、通行可能になるまで1ヶ月近く時間を要する場合があることをご存知ですか。



通行許可の取得に1ヶ月近く要することがあることについて、約3割が「①知っている」と回答した。「②聞いたことはあるが内容は知らない」「③全く知らない」を合わせると、6割以上が認知していないことがわかった。

【質問15】 どのような取組みが＜大型車両の通行の適正化＞の実現に繋がると思われますか。

「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われる取組みについて、以下のような意見が挙げられた。

周知の徹底

周知、講習会

荷主及び事業者への法令・罰則の周知機会(講習会等)を増やす。

周知活動

各事業所へ過積載防止の指導等

周知の徹底

余裕のある、無理のない運行計画と制度の周知

取締強化・違反の厳罰化

反則金の強化及び罰則

厳しい取締

取り締まり

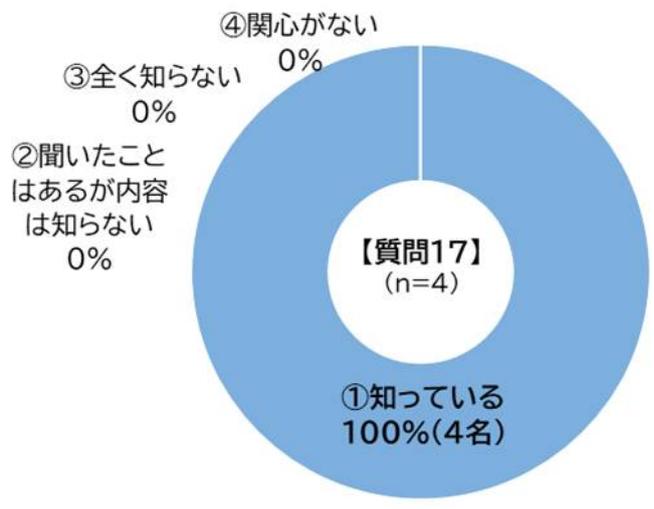
制度・運賃改定
元請けの適正な価格の支払い
道路に対する影響を考えるだけでなく、夜間搬入の際の近隣住民への事前説明等、事業主への負担も考慮した制度の構築を望む
適正運賃の設定
その他
適正化巡回指導を定期的に行っているため、働き方改革の都合上、及び税込・会費収入予算の都合上、新たな組織を立ち上げることなく現行の制度をフル活用するだけでもカバー可能と考えます。
行政含めて、各種メディアを利用し、広く啓蒙啓発を行う事
わからない(2件)

【質問16】 大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。

大型車両の走行に関する意見・要望等について、以下のような意見が挙げられた

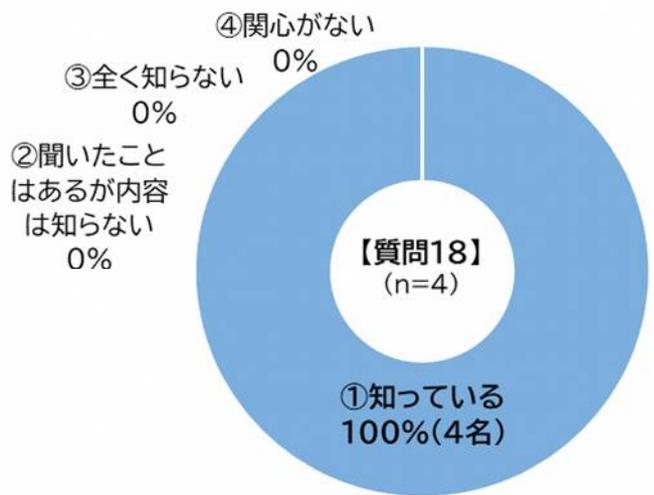
車両の老朽化に伴い、新規車両を検討して、金融機関には話は通るが、メーカーサイドの車両生産能力がスローペースであるため納車までの期間が長すぎてビジネス機会に迅速に対応できない。このことは深刻な問題です。
主要幹線道路の監視
高速道路のインターなど、道路が傷んでいるところが多く走りづらい
タイヤをリモコン操作出来るセミトレーラーで実際通れる道であっても、書類上通れないと判断されて、特車の許可が降りない事もある。
特殊車両の申請手続きの簡素化をご検討いただけると幸いです。
特になし・わからない(4件)
積載も同様だが、一つの事を遵守する為に様々な面で経費や労力は増えており、関係者以外への周知が広がっていない事で、結果的に安全面を含めてマイナス要因になっている事も少なく無い気がする。車両の構造含め、なぜ規制が必要なのかを簡潔に広く周知される方法を検討する事が良いと思う。

【質問17】 全国で道路(橋等)が老朽化している問題をご存知ですか。



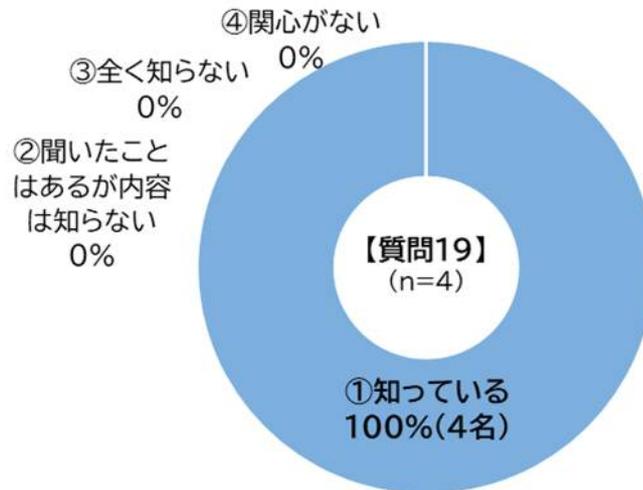
道路の老朽化について、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問18】 違法に重量オーバーした大型車両の走行が道路(橋)の劣化に対して大きな影響を与えることをご存知ですか。



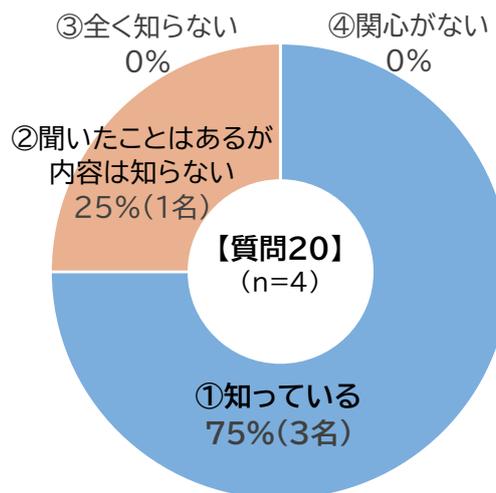
重量超過車両が道路に与える影響について、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問19】 一定の重さや大きさを超える車両(=特殊車両)を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならないことをご存知でしたか。



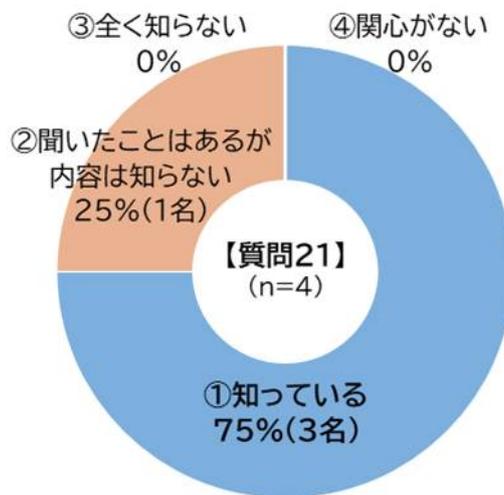
特車制度に関して、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問20】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ際に、誘導車の配置条件が付される場合があることをご存知ですか。



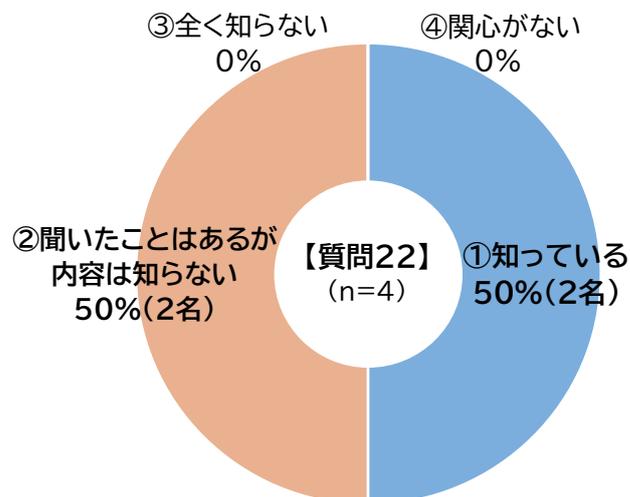
誘導車の配置に関して、回答者 4 名のうち 3 名が「①知っている」と回答した。

【質問21】 最大積載量とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることをご存知ですか。



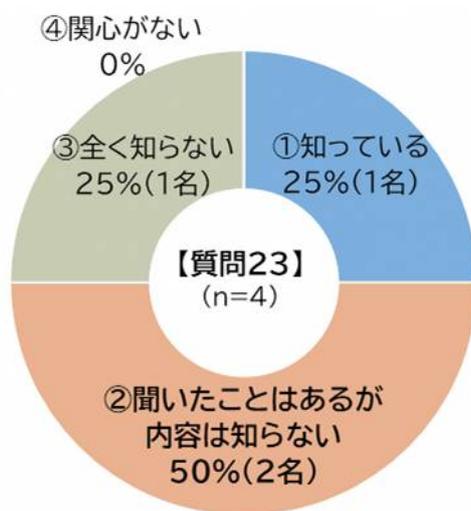
最大積載量について、回答者 4 名のうち 3 名が「①知っている」と回答した。

【質問22】 通行する経路によっては、道路法(車両制限令)に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか。



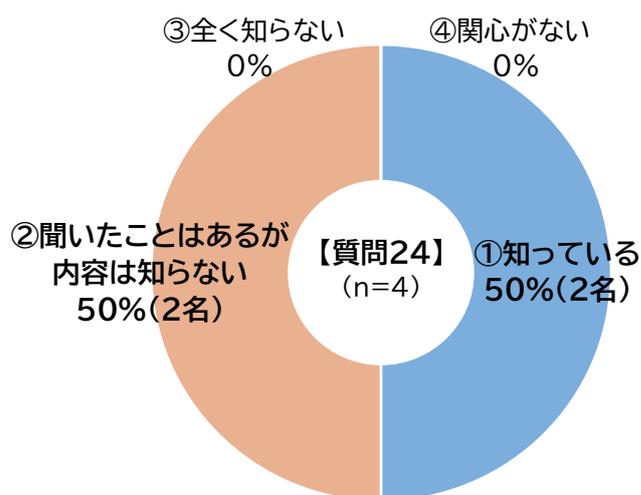
通行経路によっては最大積載量まで積載できない場合があることについて、回答者 4 名のうち 2 名が「①知っている」と回答した。

【質問23】 車両に荷物を積む場合、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることをご存知ですか。



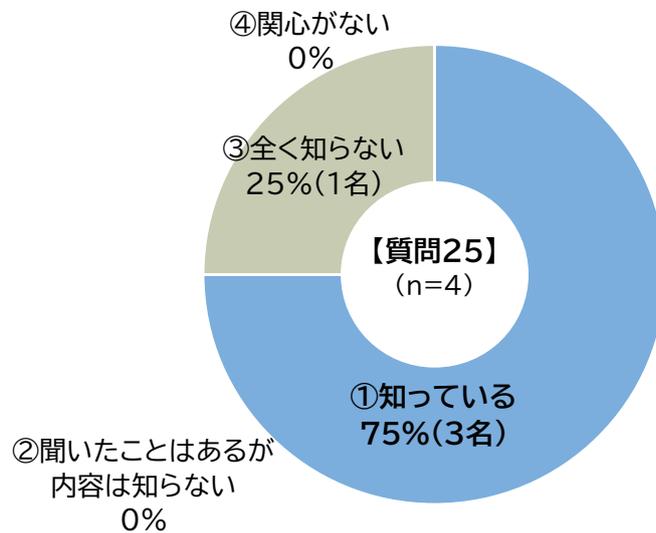
車両総重量が一般的制限値以内であっても、軸重超過になる可能性があることについて、回答者4名のうち1名が「①知っている」と回答した。

【質問24】 悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発(レッドカード)が実施されることをご存知ですか。



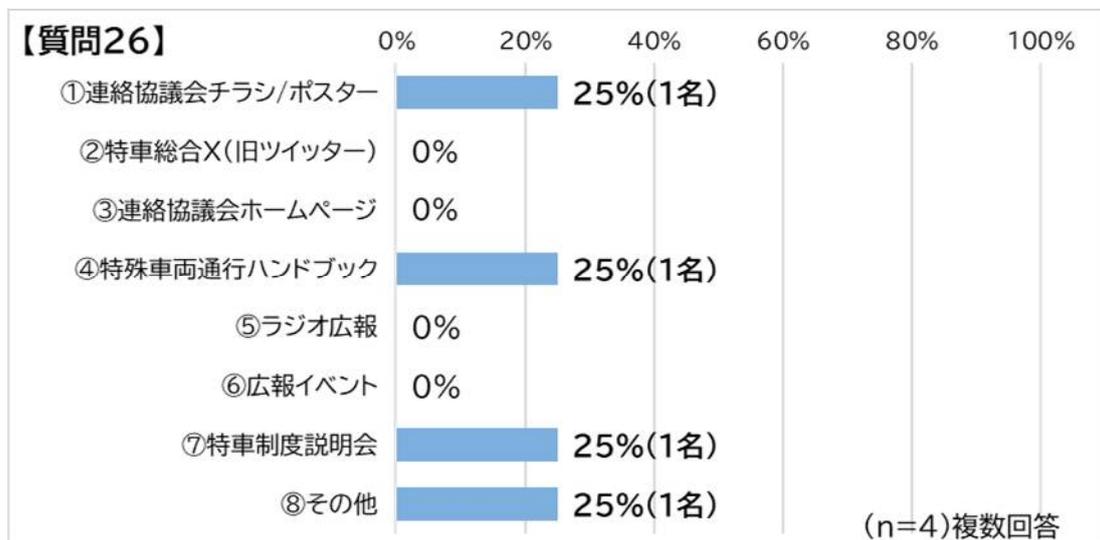
即時刑事告発について、回答者4名のうち2名が「①知っている」と回答した。

【質問25】 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度の内容をご存知ですか？
 荷主勧告制度とは【URL:<https://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>】



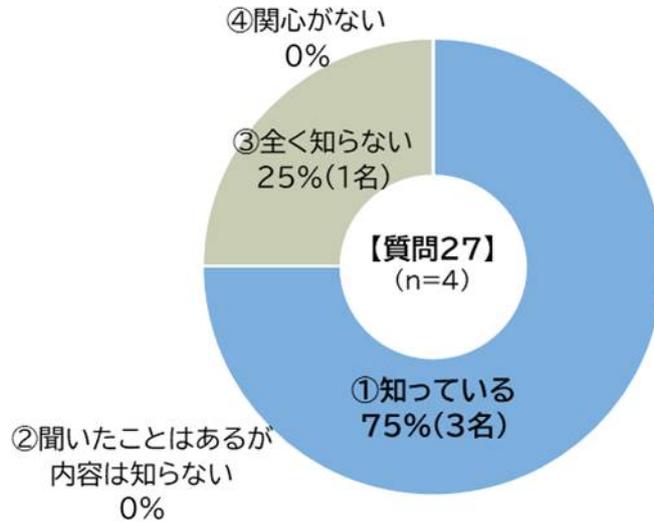
荷主勧告制度について、回答者4名のうち3名が「①知っている」と回答した。

【質問26】 連絡協議会による各種取組みのうち、ご存知の項目はありますか※複数回答



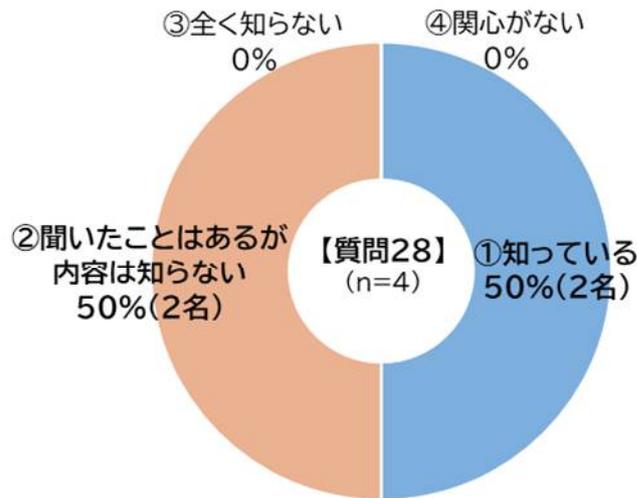
連絡協議会による各種取組みのうち、「①連絡協議会チラシ/ポスター」「④特殊車両通行ハンドブック」「⑦特車制度説明会」が知っているという回答があった。その他は「該当なし」であった。

【質問27】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ際に、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付される場合があることをご存知ですか。



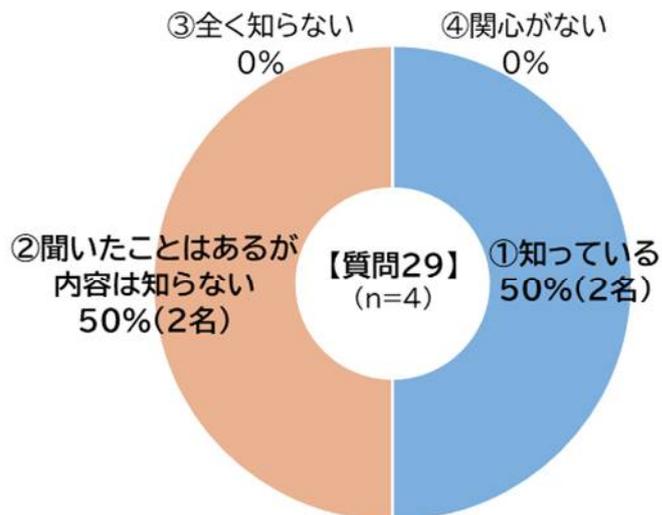
夜間通行条件について、回答者4名のうち3名が「①知っている」と回答した。

【質問28】 特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがあります。ご存知ですか。



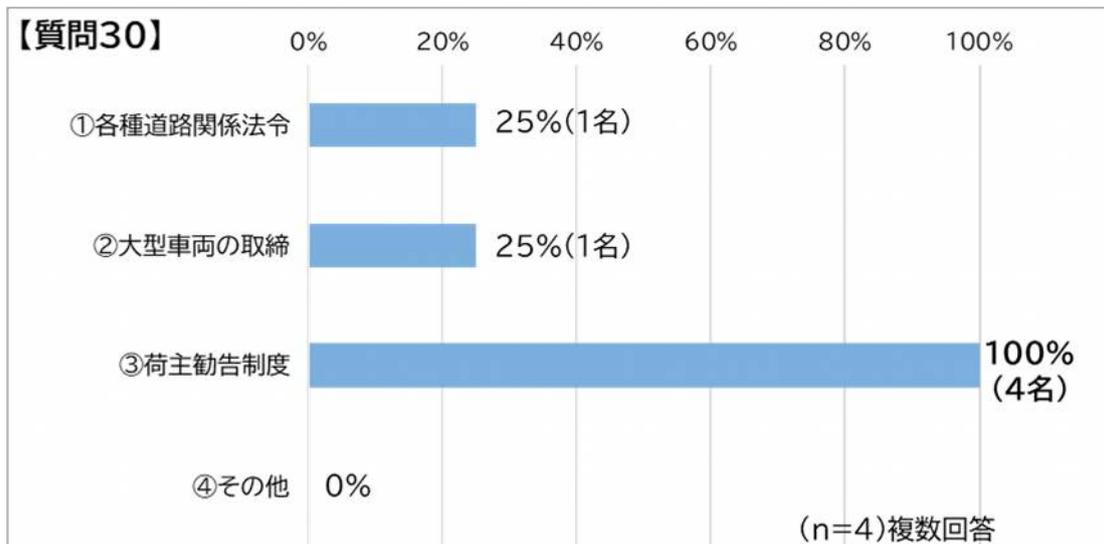
夜間通行条件を付された場合の待機場所や作業ヤードの確保の必要性について、回答者4名のうち2名が「①知っている」と回答した。

【質問29】 運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する際に、通行可能になるまで1ヶ月近く時間を要する場合があることをご存知ですか。



通行許可の取得に1ヶ月近く要することがあることについて、回答者4名のうち2名が「①知っている」と回答した。

【質問30】 大型車両の通行の適正化について、もっと理解を深めたいと思われる項目はありますか。※複数回答



もっと理解を深めたい内容として、回答者4名全員が「③荷主勧告制度」と回答した。

【質問31】 どのような取組みが＜大型車両の通行の適正化＞の実現に繋がると思われますか。

「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われる取組みについて、以下のような意見が挙げられた。

取り締まりの強化

徹底的な取り締まりと罰則の強化

啓蒙、啓発、厳罰化をしっかりとこなう

【質問32】 大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等がありますか。

大型車両の走行に関する意見・要望等として、以下のような意見が挙げられた。

過積載については道路劣化だけでなく交通安全面でも不安です

時間制限に伴う関係職員の残業時間

特にありません。